

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年9月まで

私は、昭和36年の国民年金制度の発足当初、当時、住んでいた地区の自治会長に勧められて義母と共に国民年金に加入し、婦人会に義母の保険料と一緒に毎月納付していたのに、社会保険事務所の記録が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月2日に当時同居していた義母と連番で払い出されているが、38年1月19日に取下げにより、申立期間は未加入とされている。

しかしながら、申立人は、取り下げた記憶は全く無いとしており、「国民年金制度の発足当時、住んでいた地区の自治会長に勧められて国民年金に任意加入し、婦人会に義母と二人分の保険料を毎月納付していた。」とする申立ては詳細かつ具体的である上、義母は申立期間を含め国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付していることから申立内容に不自然さはみられない。

また、当時申立人が居住していた地区では婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認でき、納付していたとする保険料額についても、当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から51年12月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から51年12月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

社会保険事務所において、私の年金記録を見せてもらったところ、昭和44年6月から46年3月までは未納、同年4月から51年12月までは申請免除、52年4月から同年6月までは未納とされており、私の知らない地名が当時の私の住所として表示されていた。

しかし、私が20歳の時に父親が国民年金に加入してくれ、父親、母親又は姉が町内の集金で保険料を納めてくれていた。また、私は申請免除制度やその手続を知らないし、私の住所として表示されているところには住んだことがない。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月25日に払い出されており、44年6月18日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間①のうち、同年6月から46年3月までの保険料については、過年度保険料となるため、納付組織の集金では納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、加入手続や保険料の納付を行ったとされる申立人の父親も既に亡くなっているため、当該期間の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和46年4月から51年12月までの期間は申請免除とされているが、当時、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親

及び姉は、当該期間のうち国民年金加入期間については納付済み（母親のみ1か月未納）とされており、48年1月1日に国民年金の被保険者資格を取得した申立人の夫も同様に納付済みとされていることから、申立人のみ申請免除とされていることは不自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳に記載された住所に申立人が住んでいた形跡は無く、申立人の母親の昭和47年5月分の保険料が未納とされているのも、行政側が誤って記録した生年月日を訂正したことに伴うものであるなど、申立人世帯に係る記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

申立期間②は、3か月と短期間である上、当初、申請免除とされていた社会保険庁の記録が未納に訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があり、同期間は申立人の夫は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から51年12月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

結婚後しばらくして、役所で「今なら20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と聞き、20歳以降の未納期間の保険料を夫が一括納付してくれた。

ところが、一緒に一括納付した夫はすべて納付済みとなっているのに、私だけ昭和41年4月から42年3月までの1年間で未納とされている。

納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の昭和39年6月から41年3月までの保険料及びその夫の同年10月から42年3月までの保険料が第1回特例納付期間中の45年9月18日に一括納付されていることが確認でき、申立人の夫は「当時は仕事が順調で経済的にゆとりがあったので、夫婦二人分の保険料を一括納付した。」と回答しており、申立期間の保険料をあえて未納のままとしなければならない事情は特に見当たらないことから、申立期間の保険料についても納付したものと考えることが自然である。

また、申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は保険料をすべて納付している。さらに、夫婦共に厚生年金保険から国民年金への被保険者種別の変更届等も適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間、厚生年金保険の空白期間があるが、この期間はA株式会社C工場から同社B本社へ転勤した時期である（昭和49年3月31日付け）。昭和46年4月からA株式会社に継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格証明書及びA株式会社労務課長の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和49年3月31日に同社C工場から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B本社における昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和49年4月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで
有限会社Aに昭和58年8月29日から平成2年3月31日まで勤務していた。厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日とされているが、同年4月に支払われた最後の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与振込が確認できる預金通帳の写し、雇用保険の加入記録及び当時の事務担当者の証言などから判断すると、申立人が有限会社Aに平成2年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、有限会社Aに係る平成元年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和21年8月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年11月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年8月25日から23年11月18日まで

私は、昭和21年8月1日にA株式会社(現在は、B株式会社。以下同じ。)に入社し、23年11月17日に退職したはずである。しかし、社会保険事務所に記録を照会したところ、21年8月25日に資格喪失し、それ以降の被保険者期間は確認できないとの回答であったが、この日は、C市D区E町2丁目のFビル8階にあった同社G町支店から同市D区G町3丁目の本店営業部に転勤した日と記憶しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社人事部に保管されている昭和23年11月当時の准社員名簿により申立人が、申立期間について、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA株式会社G町支店の被保険者名簿では、申立人は昭和21年8月25日に資格を喪失しており、それ以後の被保険者記録が無い。

しかしながら、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳索引票及びB株式会社から提出された健康保険厚生年金保険番号管理簿(健康保険番号、厚生年金保険番号及び資格の得喪日等を記載)により、申立人は被保険者資格の喪失日と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿は、昭和21年8月25日に資格を取得している者が

6 ページにわたり記載されているが、いずれのページにも判読不能な部分が見られ、完全な記録とは言い難いものとなっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 8 月 25 日に被保険者資格を取得し、23 年 11 月 18 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿に申立人の記録が無いことため認定が困難であることから、同僚の社会保険庁の記録、及び厚生年金保険の年金額の計算に当たっては昭和 44 年 11 月以前の標準報酬月額で 1 万円に満たないものは 1 万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 41 年 5 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に対し厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、2 事業所に勤務していた申立期間については、昭和 42 年 12 月 14 日付けで脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかし、私は脱退手当金の請求をし、受け取った覚えは無い。
脱退手当金が支給されたとする時期は、私が申立期間の最終事業所を退職後 1 年も経過していることや、長女を出産した 1 か月半後であり、子育てなどに忙しかったことを考えると納得できない。

調査の上、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行い、番号を一つに統合してから脱退手当金の裁定を行うものであるが、申立期間の事業所に係る被保険者名簿や記号番号払出簿に重複取消の記載は無いことから、申立期間については脱退手当金の計算の基礎とはされていなかったものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 42 年 12 月 14 日に支給されたことになっている上、請求期間の最終事業所での厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 7 か月であること、当該事業所の申立人の被保険者名簿の前後で管理されている女性 28 名のうち、申立人以外で脱退手当金の支給記録がある者は 1 名であり、その者の請求時期も平成 8 年 5 月 29 日であることなどを考え合わせると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

このほか、当時の申立人の生活状況等を踏まえた申立内容に不自然さは無い。
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から55年10月までの期間及び58年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から55年10月まで
② 昭和58年12月から61年3月まで

義父から、会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失した時は、国民年金に加入しないと今後年金が受けられなくなるので、必ず国民年金に加入するよう指示された記憶があり、申立期間について未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入状況や保険料の納付額、納付時期等についての申立人の記憶が不明確であるため、国民年金への加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」は昭和61年4月1日と記載されていることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

さらに、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿を確認しても、社会保険庁の記録と一致しているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年3月まで

私が20歳になった昭和43年2月に、A社会保険事務所かA市役所のどちらの職員かは覚えていないが、担当の職員から自宅兼仕事場の「B」で、国民年金の加入勧奨を受け、加入手続を行った。以降、毎月保険料を役所の集金人に納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月28日に払い出されており、資格取得日は、20歳到達時にさかのぼった43年2月3日となっていることが確認できることから、払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の当時の夫も、申立期間について国民年金保険料が未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

20歳になった時、実家の父が私の国民年金加入手続を行った。主人と結婚した昭和42年3月直後、夫婦とも結婚前の国民年金加入期間に1年くらいの未納期間があることが分かり家族間で話題となった。嫁ぎ先は、自営業で義父が結婚後の保険料を納付してくれた。最近、納付記録を照会したところ、結婚時、話題となった未納期間について、主人は納付、私の分は未納と記録されていることが分かった。

義父は、嫁である私の未納期間の保険料を納付しないわけがないと思うので記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、昭和42年3月26日の結婚直後に、夫婦とも結婚前の国民年金加入期間に1年程度の未納期間の存在が家族の間で話題に上り、未納期間の保険料を義父が納付してくれたはずであると申し立てているが、その時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の夫にも結婚前に一部保険料の未納期間が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年9月までの期間及び同年11月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年9月まで
② 昭和44年11月から47年12月まで

私の夫は、18歳ごろに骨肉腫を患い、それは完治したが、大病を患ったことから、将来の人生設計を真剣に考えていた。私と結婚する前でも、国民健康保険や国民年金保険料はきちんと納付していたはずで、申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は既に死亡しており、申立人の妻は、申立人から国民年金の加入手続や保険料の納付方法等について聞いていないことから保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①のうち、昭和44年7月までの期間については、申立人が20歳に到達する前の期間であることから、制度上国民年金に加入することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月9日に払い出されており、それ以前の申立期間①及び②は共に未加入期間とされていることから、制度上保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月

申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、当時父の社宅に自治会役員か民生委員の方が来られ、父母が昭和47年4月分の保険料を納付し、引換えに国民年金手帳が交付されたものと思っている。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父母が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の父母は当時の記憶が無いことから、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、その父母が申立期間の保険料を納付したとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月22日に払い出され、47年4月1日にさかのぼって資格取得されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料であり、自治会役員や民生委員に納付できない上、申立人が所持している国民年金手帳には47年4月の検認印も無い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年3月まで

私が20歳になった時、国民年金の加入手続を母が行い、保険料も納付してくれていた。社会保険事務所で国民年金の記録を照会したところ、学生であったころの一部の期間について免除申請が承認されているとの回答だったが、母は免除申請したことは無いと言っており、この期間も国民年金保険料を納付してくれてはいたはずなので、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、母親に聴取しても当時の記憶は明確ではなく、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付金額、納付方法等が不明である。

また、A市B区が保管する国民年金被保険者収滞納一覧表の記録も社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、当時、申立人と同様に学生であった申立人の姉についても、平成4年4月から5年3月までは免除申請が承認されていることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から46年8月まで

私が20歳になった時に、町役場からの知らせにより父親が国民年金の加入手続をしてくれ、自治会の年金係の人が集金に来た際に、私の保険料も一緒に納付してくれていたもので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月9日に払い出されており、同年3月1日に被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が申立人の姉（長女）の分と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の姉は申立期間前の昭和38年3月25日に結婚していることから、一緒に納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

昭和40年1月に国民年金の任意加入の手続を行って以後、国民年金保険料を継続して納めていたのに、保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は納付記録が無いとの回答があった。

しかし、私は、申立期間の保険料を自分自身で間違いなく納付していたので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金の加入手続や保険料の納付等についての申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年5月11日に払い出されており、同年4月12日に任意加入被保険者の資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を確認しても、被保険者資格の取得日は社会保険庁の記録と同じ昭和46年4月12日と記載されており、同手帳の交付日も同日と記載されていることから、申立人は、この日に初めて任意加入の手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立人が納付したとする保険料額は実際の保険料額と相違しており、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から63年3月まで

申立期間当時、私は学生だったが、20歳になった後、母親が国民年金の加入手続をして、保険料を納めてくれていた。ところが、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付記録は無いとの回答があった。

納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、国民年金の加入手続をした時期や場所、保険料の納付方法等についての記憶が不明確であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間を含めて一度も払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 13 日から同年 11 月 1 日まで

株式会社Aに勤務中に労働組合の専従職を勧められ、昭和 43 年 5 月 13 日からA労働組合に勤務した。昭和 43 年 11 月分から厚生年金保険料を支払うことになり、当時の労働組合の委員長から、厚生年金保険を掛けないと年金の受給額が少なくなるので、同年 5 月から同年 10 月までの未納分の厚生年金保険料を計算するよう指示があった。同年 11 月分の給与から厚生年金保険料をまとめて控除し、この保険料は委員長が納付した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時のA労働組合委員長の証言から、申立人が申立期間について当該労働組合に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該労働組合が昭和 43 年 11 月 1 日に任意適用事業所として厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

さらに、当該労働組合の当時の委員長は、「労働組合が厚生年金保険の適用事業所として認可されるまでは保険料を納付することはできず、申立人の保険料を納付した記憶も無い。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 278

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間について、A合名会社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び同僚の証言から、申立人がA合名会社に勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたA合名会社は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当時の事業主も、「弊社は、当時厚生年金保険の加入は任意だったので、加入していない。また、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、当時の事業主及び同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 16 日から 53 年 2 月 9 日まで
② 昭和 54 年 4 月 21 日から同年 5 月 14 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA株式会社に勤務していた。また、申立期間②はB株式会社に昭和 53 年 2 月 9 日から 54 年 5 月 13 日まで勤務していた。

当時の資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る事業所において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

また、A株式会社の事業主は申立人が勤務していたことは認めているが、「多分正社員として雇用したが、休みがちであったので研修期間としてみていた期間かもしれない。厚生年金保険の加入及び保険料の納付については不明。」と回答している。

申立期間②について、B株式会社に係る雇用保険の離職日は昭和 54 年 4 月 21 日であり、これは社会保険庁の記録と一致している上、雇用保険の基本手当を受給していたことも確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の当該事業所に係る被保険者原票に、健康保険証の証回收済「54. 4. 26」の記載が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月から同年3月まで
② 昭和21年6月

私は、船員手帳に記載のとおり昭和21年1月21日から同年7月6日まで、機関員としてA丸に乗船していたのに、社会保険庁の記録では、21年4月1日から同年6月29日までしか船員保険の期間がないとされているのは納得できない。船員手帳の期間のとおり被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳に昭和21年1月21日雇入れ、同年7月6日雇止めの記載がある上、B株式会社の機関員名簿からも申立人が申立期間同社において機関員の職にあったことは確認できるものの、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B株式会社に対して申立人に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。